

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（単独））編（対象実需給年度：2026年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	5	アセメント結果の確定時期はN+ 4月中旬頃と見直されているが、詳細が記載された各項目の内容および業務手順全体図ではN+ 4月上旬頃の記載となっている。	アセメント結果の確定時期はN+ 4月中旬頃が正しいです。頂いたご意見を踏まえ、業務マニュアルへ反映いたします。
2	10	容量停止計画の対象について、「その他要因（発電設備自体の作業停止以外の流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等）による電源等の停止」も含まれると記載があり、その理由について以前確認した際に「容量確保契約款10条に提出理由としている」と回答いただいております。変動電源は調整係数算定の際に系統抑制分も反映されている認識であり、当該件名を容量停止計画の対象とする二重で停止を反映していることにならないか。	実需給期間においては供給力の維持に係るリクワイアメント（維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止及び出力低下しないこと）を満たしているかを確認する目的で、容量停止計画を提出いただいており、その対象は、容量確保契約款第10条1項の記載の通りです。
3	42	更新後のマニュアル（案）で、「2.4.1.2 差替先の容量停止計画の修正登録」に通知日から第5営業日までに登録があるが、通知日が明確に記載されていないため、「2.4.1.1 差替先の容量停止計画の整合性審査結果の受領」の項目にメールの送付時期を記載していただきたい。（例 対象実需給月+〇月の〇頃）	容量停止計画につきましては、計画の変更が発生した場合に遅滞なく登録いただくこととしております。本機関にて審査を都度実施し、差替先の容量停止計画の整合性審査結果が不合格の場合はメールを送付いたしますので、速やかに修正ください。
4	92	業務手順全体図の『発電計画・発電上限の修正・提出期限』および『差替先にかかる発電計画・発電上限の修正・提出期限』がN+1月第18営業日となっている。	『発電計画・発電上限の修正・提出期限』および『差替先にかかる発電計画・発電上限の修正・提出期限』は、N+1月 最終営業日が正しいです。頂いたご意見を踏まえ、業務マニュアルへ反映いたします。